

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

| | | |
|---------------------------------------|--------------|---|
| ○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件) | (農村整備課) | 一 |
| ○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件) | (水産林政総務課) | 一 |
| ○保安林の指定の予定 | (森林整備課) | 二 |
| ○保安林の指定施設要件の変更の予定 | (同) | 二 |
| ○道路の区域変更 | (道路課) | 三 |
| ○土地区画整理組合の設立の認可 | (都市計画課) | 三 |
| ○土地改良区役員の就任の届出 | (大河原地方振興事務所) | 三 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (北部地方振興事務所) | 四 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築宅地課) | 四 |

告 示

○宮城県告示第八百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業名取地区西部分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地

計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月八日から令和四年一月十二日まで

三 縦覧場所

名取市役所

○宮城県告示第八百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業名取地区北部分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月八日から令和四年一月十二日まで

三 縦覧場所

名取市役所及び仙台市太白区役所

○宮城県告示第八百五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|---------------------|--|------------------------------------|--|--|----------------|
| 加入区 の 名 称 | 区 域 | 同意成立 の 届 出 年 月 日 | 発起人の住所及び氏名 | 養殖業の種類 | 区域内特定 養殖業者数 |
| 宮城県第 百二十九 加入区 | 平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償 法に基づく漁 業に基づく漁 業に基づく加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の歌津 支所の地区の うち中山の区 域 | 令和三年十一 月二十四日 | 本吉郡南三陸町歌津小 長柴十五一 本吉郡南三陸町歌津中 山百十二一 三浦善浩 | 漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業 | 五人 |

○宮城県告示第八百五十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|---------------------|--|------------------------------------|---|--|----------------|
| 加入区 の 名 称 | 区 域 | 同意成立 の 届 出 年 月 日 | 発起人の住所及び氏名 | 養殖業の種類 | 区域内特定 養殖業者数 |
| 宮城県第 百三十一 加入区 | 平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償 法に基づく漁 業に基づく漁 業に基づく加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の歌津 支所の地区の うち松崎の区 域 | 令和三年十一 月二十四日 | 本吉郡南三陸町歌津松 崎十二一三 及川輝彦 本吉郡南三陸町歌津松 崎七十六一三 及川養一 | 漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業 | 三人 |

○宮城県告示第八百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

気仙沼市本吉町下宿二二の一、二三の一、二四の一、二六の一、二八の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一七の二、二一の一、二二の二、二四の二、二五の二、二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、四〇の一、四三の一、四四の一、四七の一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大崎市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川岩出山線

三 道路の区域

| 変 更 の 区 間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|--|---|-------|-----------------|-----------------|
| 大崎市古川長岡字新茂木前八番一地先から 同市古川川熊字川熊前一五二番三地先まで | 後 | 前 | 一一・七 一八・四 | 一一七・一 |

○宮城県告示第八百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年十二月七日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

仙台市宮城野区岩切字羽黒前の各一部及び宮城郡利府町神谷沢字金沢の各一部

四 事務所の所在地

仙台市宮城野区萩野町二丁目三番一号オフィスマトビルⅢ三〇二

五 設立認可の年月日

令和三年十二月一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う。

○宮城県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月七日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 齋 藤 巖

就任した者

| | | | |
|-----------|-------|-----------------|-----|
| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
| 令和三年十一月六日 | 齋藤 一郎 | 角田市佐倉字萱場上七十二番地二 | 理事 |

○宮城県告示第八百六十号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年十一月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
角田市神次郎字石道二十三番四、二十八番、二十九番、三十番、三十一番一、三十二番一、三十九番三、四十番、四十一番一、四十三番一、四十九番一、四十五番一、四十五番二、四十六番、四十七番一、四十八番一、四十九番、五十一番、五十五番の一部、八十八番並びに二十八番、二十九番、三十番、四十三番一地先及び四十五番一、五十一番地先の各道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡柴田町船岡中央三丁目十九番十号

富樫 常夫